

医療機関における食材料費高騰対策支援金 Q & A

Q 1 公立の病院や有床診療所も対象となるか。

A 1 本支援金の対象となるのは、三重県内に所在する保険医療機関である病院や有床診療所で、公立病院、公立有床診療所も支援金の対象となります。

Q 2 令和6年4月1日には医療機関を開設していなかったが、期間中に新たに開設した場合は、本支援金の対象となるか。

A 2 本支援金の対象となるのは、令和6年4月1日時点で開設していた医療機関であり、令和6年5月31日まで事業を継続する医療機関となります。

Q 3 支援金の申請を行ったが、病床数の削減や医療機関を廃止する場合は、返還等の手続きは必要か。

A 3 基本的には、令和6年5月31日まで事業を継続する医療機関が対象で、同期間の許可病床数をもとに支援額を決定します。ただし、やむを得ず、病床数の削減や廃止する場合は、個別に確認を行いますので、事務局までご連絡をお願いします。

Q 4 申請書の提出について、電子申請の他、郵送や事務所への持ち込みでも対応してもらえるか。

A 4 原則、電子申請をお願いします。ただし、電子申請を利用できないやむを得ない事情がある場合は郵送で受付を致します。事務所（県庁）への持ち込みはご遠慮願います。

Q 5 申請書の「医療機関番号」について、10桁記入するようになっているが、7桁ではないのか。

A 5 7桁の番号の前に、都道府県番号（三重県は「24」）と点数表番号（「医科：1」）を加えて10桁としてください。

〔例〕保険医療機関番号が「7654321」の医科診療所の場合

$24 + 1 + 1234567 = 2417654321$ （10桁の医療機関番号）

Q 6 支援金の支給時期はどうか。

A 6 申請をいただいた後に、審査をおこない順次指定口座に振込みます。ただし、記載事項の漏れや誤りがあると確認・審査に時間を要し、支給時期が遅くなりますのでご注意ください。

なお、郵送での申請については、電子申請と比較して確認・審査に時間を要しますので、支給時期が遅くなります。可能な限り電子申請のご利用にご協力をお願いします。

Q 7 申請書や請求書に押印は必要ないのか。

A 7 電子申請、郵送申請何れの場合も、押印は必要ありません。

今回の支援金については、申請書に振込口座情報を記載いただくこととしており、請求書の提出は必要ありません。

Q 8 複数の医療機関を運営している場合、一括で申請できないのか。

A 8 誤りを防ぐため、施設単位で申請いただくこととしています。お手数ですが、施設単位で申請書類の作成・提出をお願いします。また、電子申請の場合には、施設毎にアップロードしてください。